

# 愛知県医療機能情報提供制度実施要領

## 第1 目的

この実施要領は、医療法（昭和23年法律第205号）、医療法施行規則（昭和23年厚生労働省令第50号）、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）及び医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和36年厚生省令第1号）により定められた医療機能情報提供制度に関する知事への報告方法その他の詳細な取り扱いを定めることにより、本制度の適切な運用を図ることを目的とする。

## 第2 医療機能情報の報告方法

- 1 病院、診療所、歯科診療所、助産所及び薬局（以下「病院等」という。）の管理者が行う知事への報告時期は、別表1及び2のとおりとする。
- 2 病院等の管理者が行う知事への報告様式は別紙のとおりとする。
- 3 病院等の管理者は、知事への報告（廃止の報告を除く）をインターネット上で行うことができる。

## 第3 医療機能情報の公表

- 1 病院等の管理者から報告のあった医療機能情報は、インターネットを通じて知事が公表する。また、インターネットを通じて行う公表と併せて、県医療安全支援センター、県内保健所等において、住民・患者からの求めに応じて紙媒体又は備え付けのインターネット端末による公表を行うこととする。
- 2 知事は、病院等の管理者から報告を受けた医療機能情報を、原則としてそのまま公表する。
- 3 病院等の管理者は、知事に報告した医療機能情報を、当該病院等において書面又は電磁的方法により閲覧に供しなければならない。

## 第4 相談等への対応

知事は、医療機能情報に関する住民・患者からの相談・照会及びそれに対する助言等について、適切に対応するよう努めることとする。

## 附則

この要領は、平成20年3月21日から施行する。

## 附則

この要領は、平成22年7月21日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

## 附則

この要領は、平成27年3月27日から施行し、平成26年11月25日から適用する。

附則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和4年9月6日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附則

この要領は、令和5年5月31日から施行し、令和5年6月1日から適用する。

別表 1 (病院、診療所、歯科診療所及び助産所)

報告の内容	報告の時期
新規開設に伴う報告	医療法第 8 条に基づく開設の届出後、速やかに報告する。
休止、廃止、再開に伴う報告	医療法第 8 条の 2 又は第 9 条に基づく届出後、速やかに報告する。
毎年定期的に行う報告 (別紙の変更様式を使用すること)	毎年 1 月 1 日現在の状況を、その年の 1 月 31 日までに報告する。
情報に変更が生じた場合の報告	1 年に 1 回以上の報告を行う。 ただし、基本情報に変更が生じた場合は速やかに報告を行い、それ以外については随時報告を妨げない。

別表 2 (薬局)

報告の内容	報告の時期
新規開設に伴う報告	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第 4 条に基づく開設の届出後、速やかに報告する。
休止、廃止、再開に伴う報告	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第 10 条の届出後、速やかに報告する。
毎年定期的に行う報告 (別紙の変更様式を使用すること)	毎年 12 月 31 日現在の状況を、翌年の 1 月 31 日までに報告する。
情報に変更が生じた場合の報告	1 年に 1 回以上の報告を行う。 ただし、基本情報に変更が生じた場合は速やかに報告を行い、それ以外については随時報告を妨げない。